

お申し込みのご注意点

- ・ かんたんダイレクトサービス(乙女のお財布)では『証券総合取引口座』(*1)、『特定口座』、『NISA(少額投資非課税制度)』の口座開設手続きができます。「特定口座」および「NISA」を開設する場合には、本人確認書類をご提出いただく必要があります。本人確認書類を電子的に提出(撮影取り込み)していただくことが出来ます。
- ・ 証券総合取引口座(MRF)は日興MRFでのお申し込みとなります。
- ・ かんたんダイレクトサービス(乙女のお財布)の口座開設手続きにより『電子交付サービス』をお申し込みいただけます。
- ・ 印刷された『届出印 兼 返送書類チェックリスト』について、届出印をご登録されない場合は「お名前」の記入は不要です。但し、その後の変更等お手続きの都度、本人確認書類のご提出をいただきます。また、届出印をご登録いただいた場合は、その後の変更等お手続きの際に届出印の押印にてご本人確認として手続きが可能です。
- ・ 本人確認書類(入力された「住所・氏名・生年月日」を確認でき、有効期限内のもの。期限の定めのないものについては確認日前6ヵ月以内に作成されたもの)をご提出いただきます。
- ・ 最終ページに返信用の宛名ラベルが印刷されますので切手は不要です。印刷の際はサイズ変更(拡大・縮小)せず、印刷された点線に沿って切り取り、定型封筒(長さ14センチ~23.5センチ、幅9センチ~12センチ、厚さ1センチまで)に宛名ラベルを貼ってください。
- ・ 住所登録や個人番号告知書の個人番号の記入に漏れのないようご注意ください。

(*1) 総合取引申込書 兼 証券総合取引口座申込書 兼 保護預り口座設定申込書 兼 外国証券取引口座設定申込書 兼 国内外貨建債券取引申込書 兼 振替決済口座設定申込書 兼 申請書 兼 包括告知書 兼 本人特定事項申請 兼 配当金振込指定書 兼 特定口座開設届出書 兼 特定管理口座開設申込書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源徴口座内配当等受入開始届出書 兼 東海東京カード利用申込書 兼 印鑑票のお申し込みとなります。

! NISA(少額投資非課税制度)のお申し込みについて以下をご留意ください。

NISA (少額投資非課税制度) を ご利用いただくうえでの留意事項について

- ・ 東海東京証券では、国内上場株式、国内ETF (上場投資信託)、J-REIT (不動産投資信託)、国内ETN (指標連動証券) および国内公募株式投資信託がNISA口座でのお取引の対象となります。
- ・ NISA口座は、お1人さま1口座のみ開設できます。(金融機関を変更した場合を除きます)
- ・ 1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更およびNISA口座廃止後の再開設が可能となります。但し、既にNISA口座で上場株式等を取得している年分については、同年中の金融機関の変更および廃止後の再開設はできません。
- ・ NISA口座を開設する金融機関の変更手続きを行った場合には、複数の金融機関にNISA口座が存在することとなりますが、その場合であっても各年においてNISA口座での買付けは1つのNISA口座でしか行うことができません。
- ・ NISA口座で保有している上場株式等を他の金融機関のNISA口座へ移管することはできません。
- ・ NISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、NISA口座で生じた損失の繰越控除はできません。
- ・ NISA口座で一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。
- ・ 年間の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- ・ NISA口座で保有する上場株式等 (ETF、ETN、REITを含む) の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。
- ・ 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額 (特別分配金) は、NISA口座での保有であるかどうかに関らず非課税であるため、NISA制度上のメリットを享受できません。

【ご留意事項】

- ・ お取引されている証券会社が複数ある場合には、1社に対して「株式数比例配分方式」をお申し込みされると、他の証券会社等で保有している銘柄や、特定・一般口座にてお持ちの株式も含め、全ての銘柄について同方式が適用されます (なお、一部の銘柄だけ別の方式を指定することはできません)。
- ・ 信託銀行等の特別口座 (*2) 等、「株式数比例配分方式」を取り扱っていない金融機関等から口座の開設を受けている場合には、同方式をご利用いただくことができません。

*2 特別口座とは、2009年1月の株券電子化の際に、証券保管振替機構に預託しなかった株券における株主の権利を保全するため、発行会社が信託銀行等の金融機関に開設した口座をいいます。

！ 証券総合取引口座開設の本人確認書類については以下をご確認ください。

証券総合取引口座開設の本人確認書類について

「特定口座」および「NISA」を開設する場合については、**本人確認書類**をご提出いただく必要があります。本人確認書類は、**マイナンバーの本人確認(1種類)**と**口座開設の本人確認(2種類)**の提出が必要となります。ご提出いただくマイナンバー記載書類によって本人確認書類の組み合わせが異なります。また、ご提出にあたり本人確認書類を電子的に提出(撮影取り込み)していただくことが出来ます。

No	マイナンバー記載書類	確認書類の提出
1	マイナンバーカード (個人番号カード:顔写真付き)	(1)マイナンバーカード(個人番号カード)の両面 (2)加えて、下記、本人確認書類のいずれか 1 種類
2	通知カード※1	(1)通知カードの両面 (2)加えて、下記、本人確認書類のいずれか 2 種類
3	住民票の写し (個人番号記載あり)	(1)住民票の写し(原本) (2)加えて、下記、本人確認書類のいずれか 1 種類
4	住民票記載事項証明書 (個人番号記載あり)	(1)住民票記載事項証明書(原本) (2)加えて、下記、本人確認書類のいずれか 1 種類

※1 法改正により、2020年5月25日以降は「通知カード」に記載された住所、氏名、個人番号と当社にお届けいただく住所、氏名、個人番号が同じ場合のみご利用いただけます。

！ 加えて、本人確認書類の提出(種類)

No	本人確認書類	有効期限	ご注意事項
1	運転免許証	書類内記載	氏名・住所等の変更の場合は裏面も必要です。 公安委員会がはっきりと写るようにしてください。
2	運転経歴証明書	永年有効	
3	旅券(パスポート)	書類内記載	所持人記入欄に住所および氏名の記載があるものに 限ります。 顔写真のページと所持人記入欄(日本語表記の氏名 と現住所の記載)のページの提出が必要です。 氏名変更された場合は、新・旧氏名が記載されてい ること(4~6ページの追記欄)が必要です。
4	各種国民健康保険証※2	書類内記載	氏名・住所・生年月日の記載が必要です。 (裏面の撮影も必要です) 「被保険者等記号・番号」および「保険者番号」を隠し て撮影取り込みしてください。
5	各種健康保険証※2	書類内記載	
6	介護保険証	書類内記載	氏名・住所・生年月日の記載が必要です。 (裏面の撮影も必要です)
7	在留カード	書類内記載	
8	特別永住者証明書	書類内記載	
9	印鑑登録証明書	発行後 6ヶ月以内	交付日が記載されていることが必要です。 (撮影取り込み後、原本の提出が必要)
10	住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書	発行後 6ヶ月以内	発行日、発行印のあるページの写しも必要です。 複数枚のものは、すべてのページが必要です。 (撮影取り込み後、原本の提出が必要)

※2 法改正により、2020年10月1日以後は、保険証等の「被保険者等記号・番号」および「保険者番号」を復元できない程
度に隠して撮影取り込みを行ってくださいますようお願いいたします。

なお、お客様にて隠されていなかった場合には、当社にて黒塗り等の措置を行わせていただきます。